令和３年度　特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

大学・中小企業・スタートアップを対象としたグレースピリオドの利用実態に関する調査研究報告書

＜要約版＞

本調査研究では、グレースピリオドについて、大学・中小企業・スタートアップを対象として、国内及び海外で質問票調査を行い、その利用実態と課題に関する情報の収集を行った。

特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

＜調査の俯瞰図＞

背景

グレースピリオド（発明の公表から特許出願までの猶予期間）については、これまで論文の投稿や学会・プレスリリースでの発表等グレースピリオドによる救済を必要とすることの多い、大学・中小企業・スタートアップの声は十分に反映されていなかった。

目的

特許制度調和の議論の中で主要項目の一つとなっているグレースピリオドに関して、日本と諸外国、特に欧州各国について、大学・中小企業・スタートアップの利用実態とその課題に関する情報の収集を行う。

国内質問票調査

国内の大学、中小企業、スタートアップ等のグレースピリオドの利用実態とその課題に関する情報を収集するために質問票調査（WEB アンケート方式）を実施した。

海外質問票調査

英国、エストニア、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、米国における大学、中小企業、スタートアップ等のグレースピリオドの利用実態とその課題に関する情報を収集するために、質問票調査（WEB アンケート方式）を実施した。

調査結果の分析・取りまとめ

- 研究成果等が出た際は、多くの者が特許出願することを考えているが、これは発表などで発明の新規性を喪失することを避けるためと思われる。
- 資金不足や時間不足で特許出願ができなかったケースが見られるが、1 年程度の猶予があれば、出願できた特許は少なくないものと思われる。
- 発表等により特許取得ができなかった事例が「欧州」、「中国」で多く見られたが、これはグレースピリオドの適用要件の厳しさが影響しているものと思われる。
- 他者開示技術を利用している者は少なくないが、その多くが特許権侵害の有無を何らかの方法で確認しており、トラブルが起きたケースもわずかである。
- 技術を開示したために発明の新規性を喪失して出願できなかったケースが少なからずあるものと思われる。また、ユーザーの必要とする猶予期間よりも、実際の制度の猶予期間が短く、出願ができなくなっているケースもあるものと思われる。
- これらを踏まえて、今後、グレースピリオドが、さらにユーザーにとって利便性の高い制度となるよう検討が行われることが望まれる。

１．本調査研究の目的

企業等がグローバルに活動する上で、一つの発明を複数国で効率的に特許取得できるようにするため、特許取得の予見性を高め、手続コストを低減する観点から、制度調和が必要となる。

特許制度調和の議論の中で主要項目の一つとなっているグレースピリオド（発明の公表から特許出願までの猶予期間）については、過去にも調査研究が行われているが、主に大企業を対象としたものであり、論文の投稿や学会・プレスリリースでの発表等グレースピリオドによる救済を必要とすることの多い、大学・中小企業・スタートアップの声は十分に反映されていなかった。しかしながら、イノベーションの担い手が、大企業から大学・中小企業・スタートアップに移行していることも考慮すると、各国の大学・中小企業・スタートアップにおける、グレースピリオドの利用実態と課題を把握することは、広くユーザーにとって利便性の高い制度を検討するために必須である。また、このような新たな視点からのインプットは、今後の制度調和の議論を適切に進展させる上で重要である。

本調査研究は、グレースピリオドに関して、日本と諸外国、特に欧州各国について、大学・中小企業・スタートアップの利用実態とその課題に関する情報の収集を行うことを目的とする。

本調査研究で得られた結果は、今後、グレースピリオドについて、ユーザーにとってより利便性の高い形で各国の制度を見直すための一助となるものと考えられる。

２．本調査研究の内容

（１）国内質問票調査

国内の大学・中小企業・スタートアップによるグレースピリオドの利用実態とその課題に関する情報を収集するために、国内の大学・中小企業・スタートアップ等に対して、質問票調査を実施した。質問票調査は、WEB アンケート方式で行い、回答フォームへアクセスするための URL（以下、「調査用 URL」という）を記載した案内は 2021 年 6 月 30 日（水）に送付し、回答の締切は 2021 年 8 月 20 日（金）に設定した。調査項目は次頁のとおりである。

（２）海外質問票調査

英国、エストニア、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、米国の大学・中小企業・スタートアップによるグレースピリオドの利用実態とその課題に関する情報を収集するために、これらの国の大学・中小企業・スタートアップ等に対して、WEB アンケート方式での質問票調査を実施した。調査対象者の選定及び調査用 URL を記載した案内の送付は、その国の知的財産庁に依頼した。送付時期は、2021 年 6 月 30 日～9 月上旬であり（各国の知的財産庁で送付時期にばらつきがある）、回答の締切は 9 月 10 日（金）に設定した。なお、調査項目は、国内質問票調査のものと同様である。

＜調査項目＞
・回答者の属性
・グレースピリオドの利用実態
　　-研究成果や製品開発の結果が出た際の行動
　　-報告や発表の際に気を付けている点
　　-特許出願ができなかった経験の有無
　　-特許出願ができなかった理由
　　-猶予期間があれば出願ができたか否か
　　-発表等により特許出願を断念した経験等
　　-特許を取得できた国とできなかった国の有無
　　-特許を取得できなかった具体的な国・地域
　　-他者開示技術の利用の有無
　　-特許権の侵害の有無の確認方法
　　-技術の利用の継続ができなくなった経験
　　-相手方の行動

3．調査結果

（1）回答者の属性

回答者の国籍・所属は下記のグラフ 1-1、グラフ 1-2 のとおりである。

グラフ 1-1　回答者の国籍

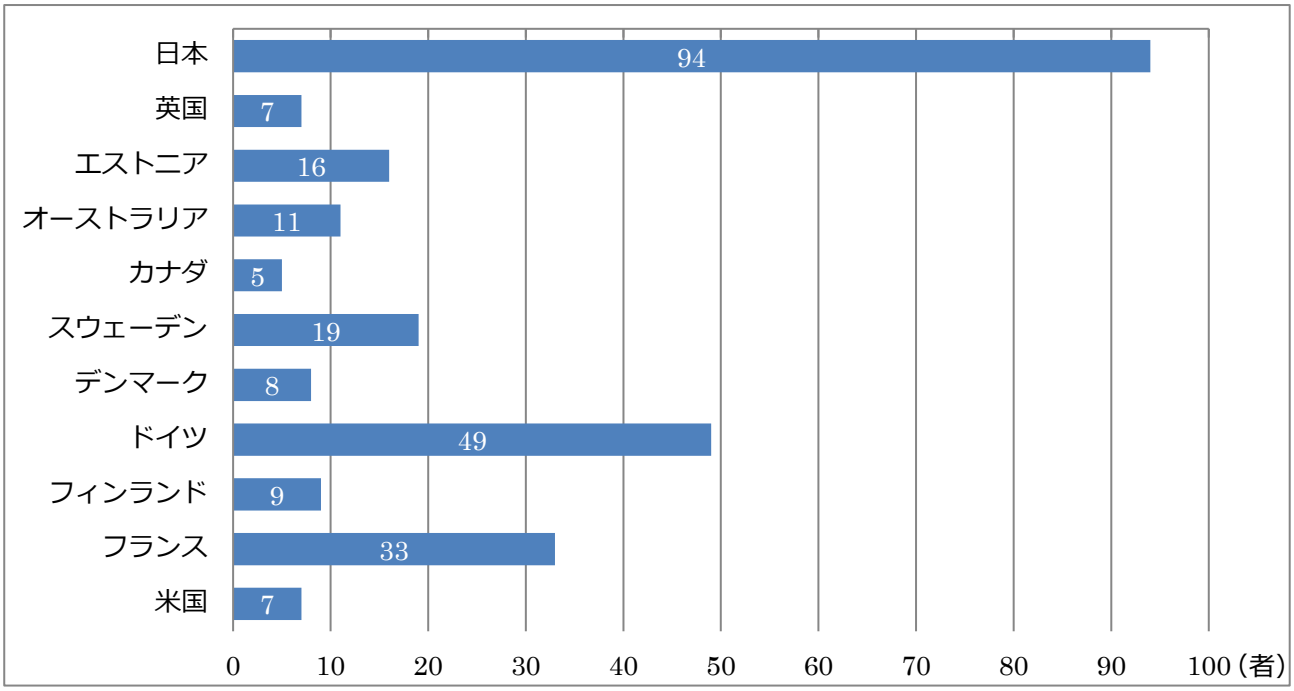

グラフ 1-2　回答者の所属

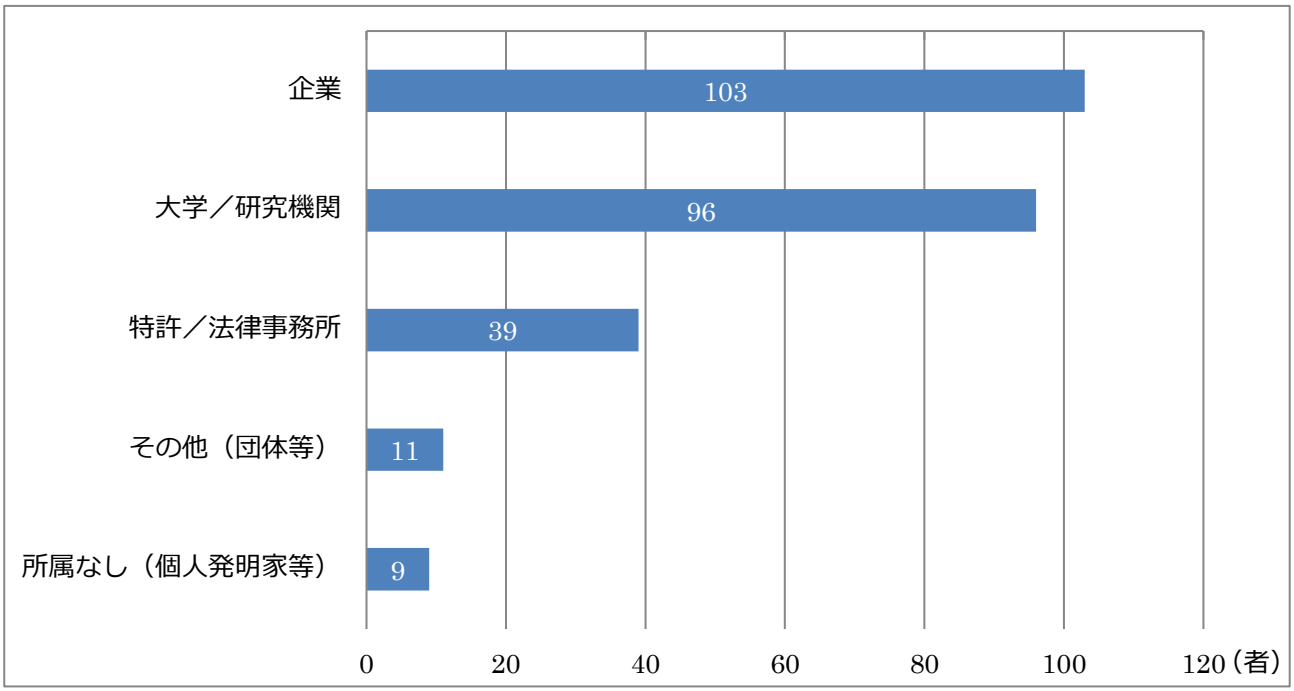

（2）グレースピリオドの利用実態

（ア）研究開発や製品開発成果の取扱い

研究成果や製品開発の結果が出た際にまず何をするか聞いたところ、全体ではグラフ 2-1-1 の結果が得られた。また、国・地域別ではグラフ 2-1-2 の結果が得られた。

グラフ 2-1-1　研究成果や製品開発の結果が出た際の行動（全体）

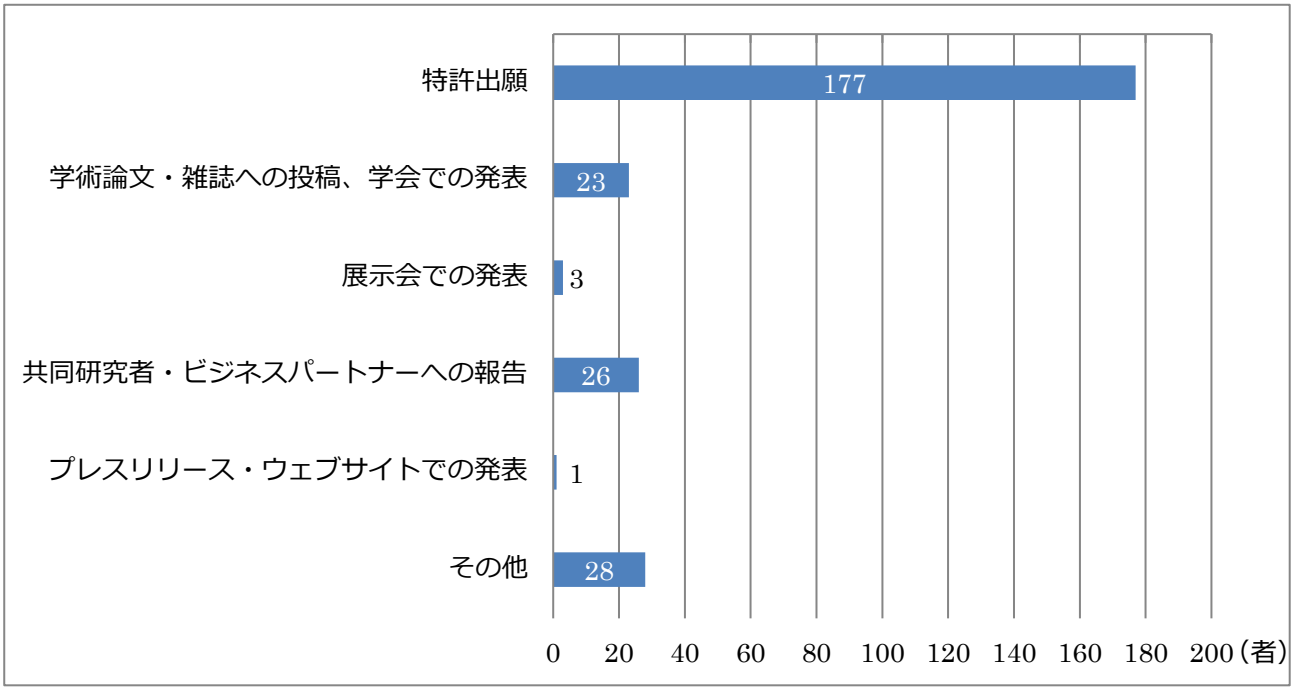

グラフ 2-1-2　研究成果や製品開発の結果が出た際の行動（国・地域別）

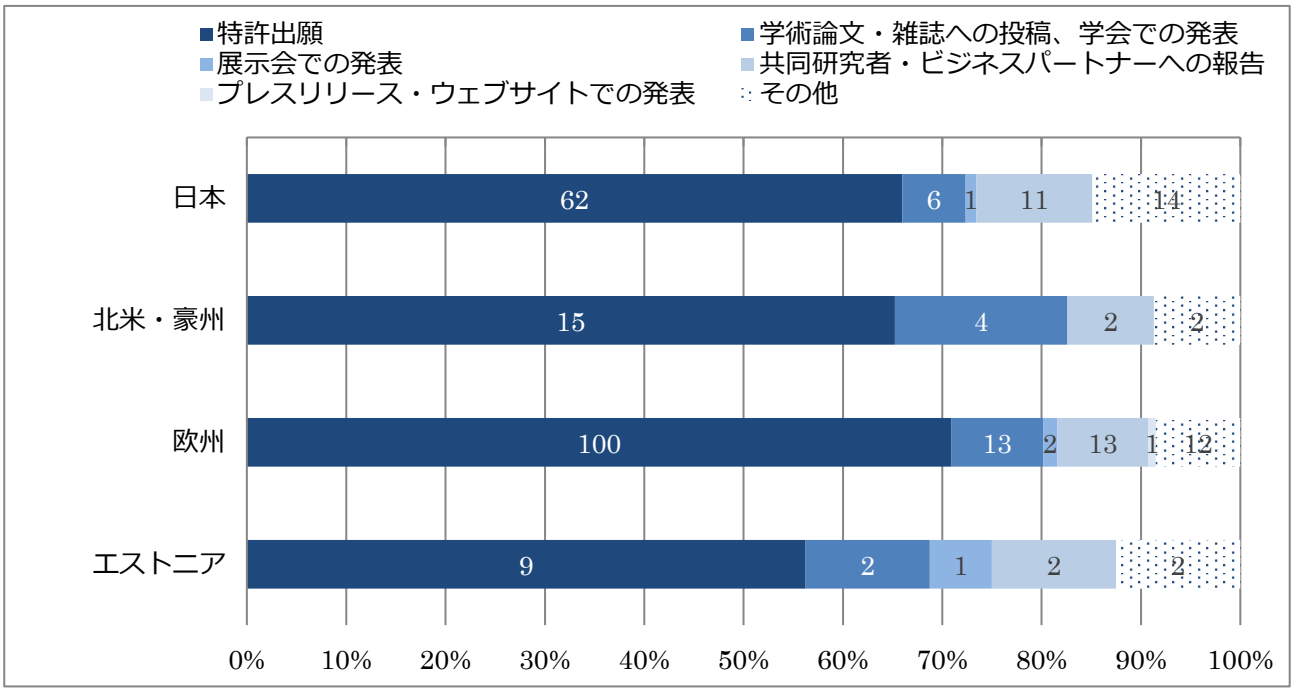

上記の設問で、「特許出願」以外を選択した者に、報告や発表の際に気を付けている点について聞いたところ下記の結果が得られた。

グラフ 2-2-1　報告や発表の際に気を付けている点（全体）

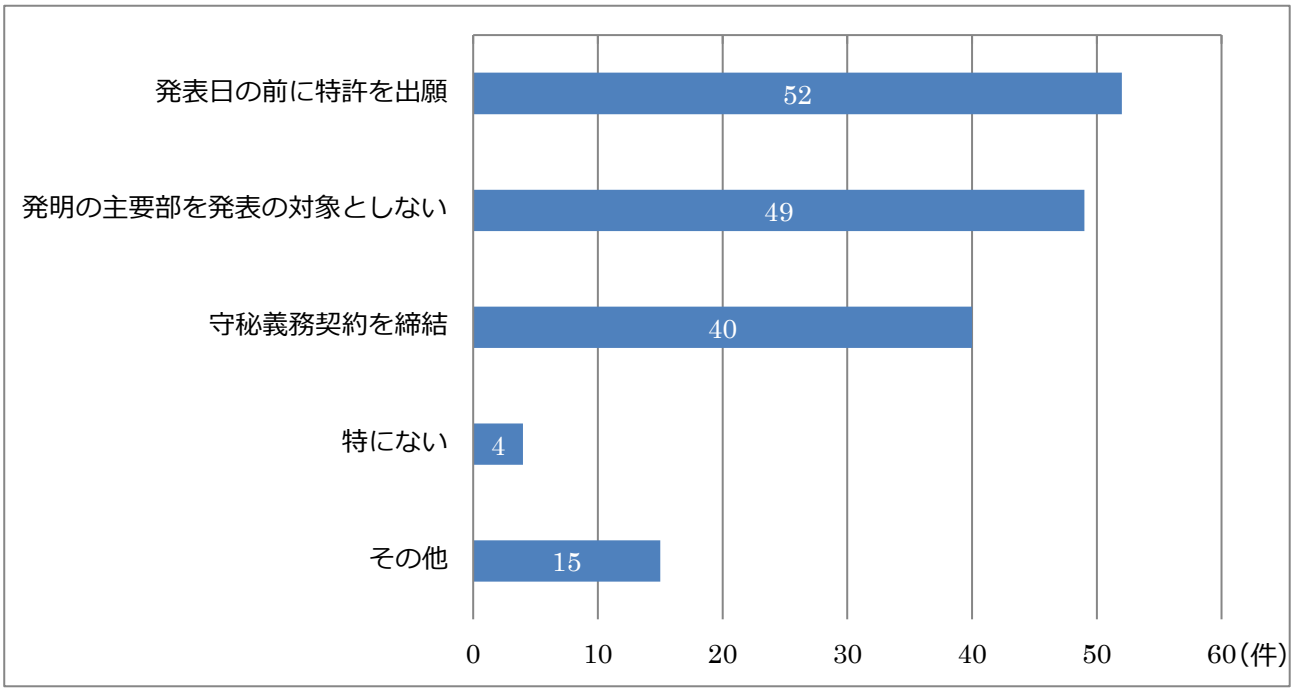

（イ）特許出願ができなかった理由

特許出願をしたくてもできなかった経験があるか聞いたところ、全体では下記グラフ 2-3-1 の結果が得らえた。また、国・地域別ではグラフ 2-3-2 の結果が得られた。

グラフ 2-3-1　特許出願ができなかった経験がありますか（全体）

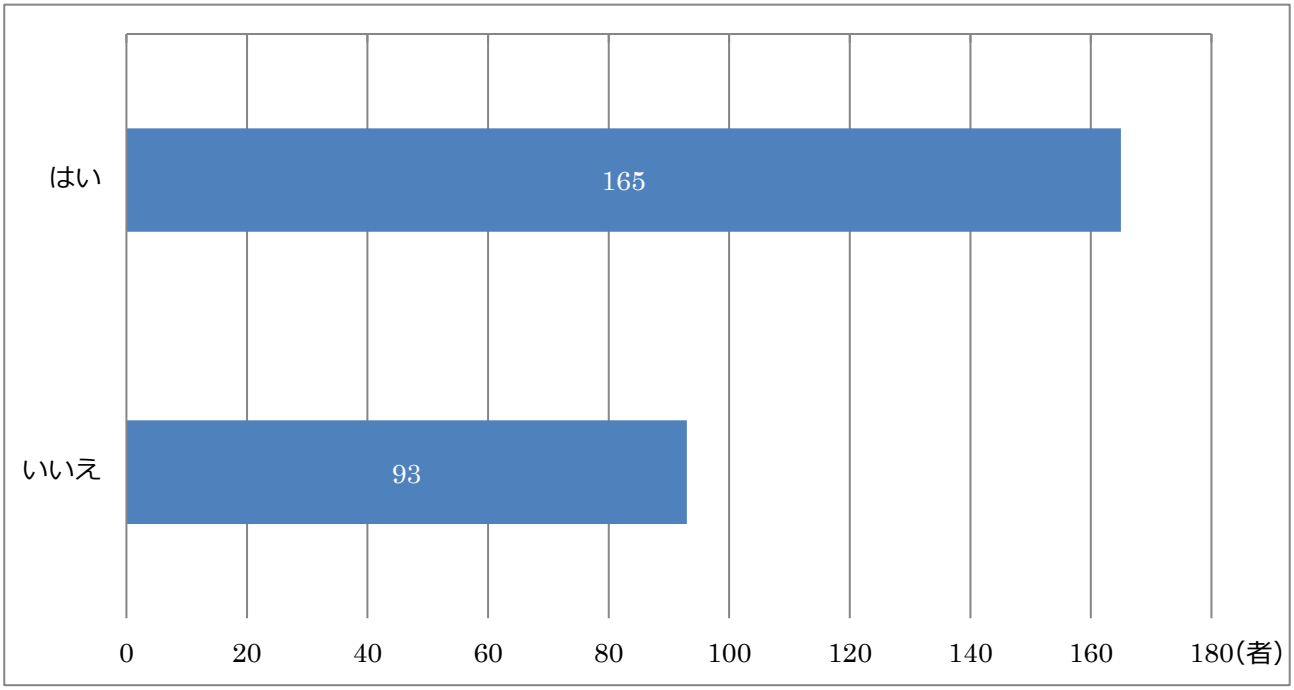

グラフ 2-3-2　特許出願ができなかった経験がありますか（国・地域別）

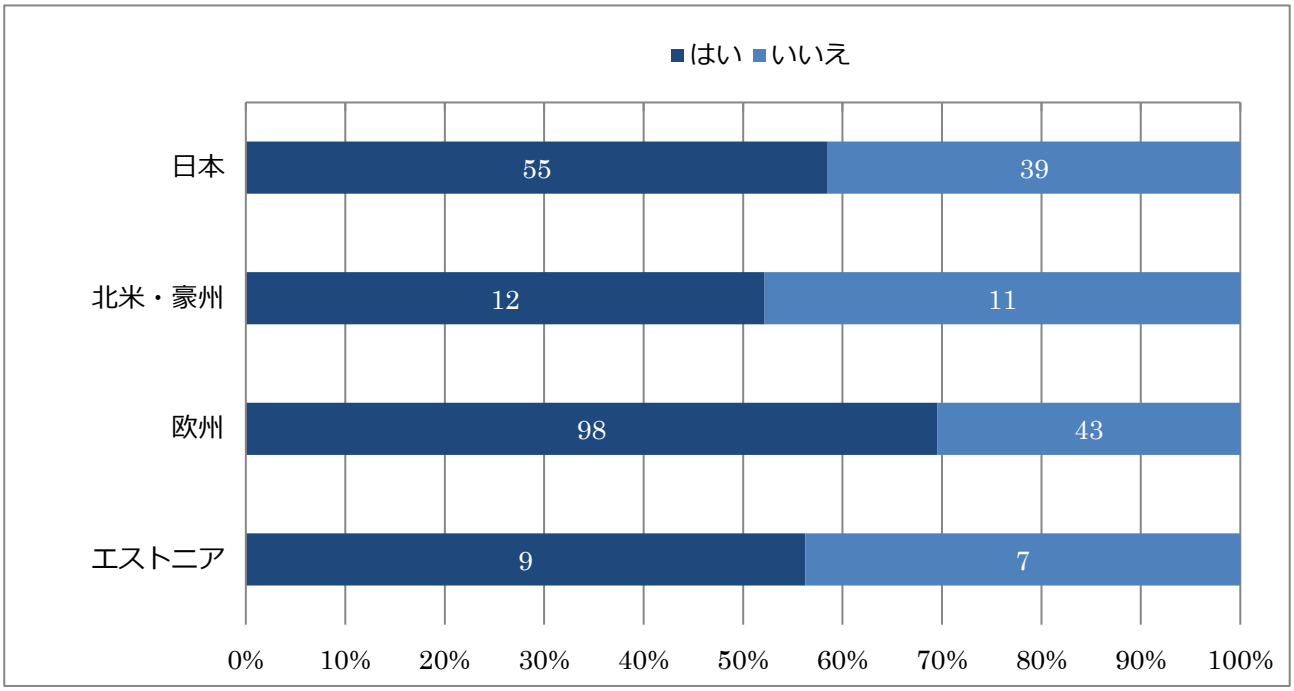

特許出願をしたくてもできなかった経験がある者に対して特許出願ができなかった理由を聞いたところ、全体では下記グラフ 2-4-1 の結果が得らえた。また、国・地域別ではグラフ 2-4-2 の結果が得られた。

グラフ 2-4-1　特許出願ができなかった理由（全体）

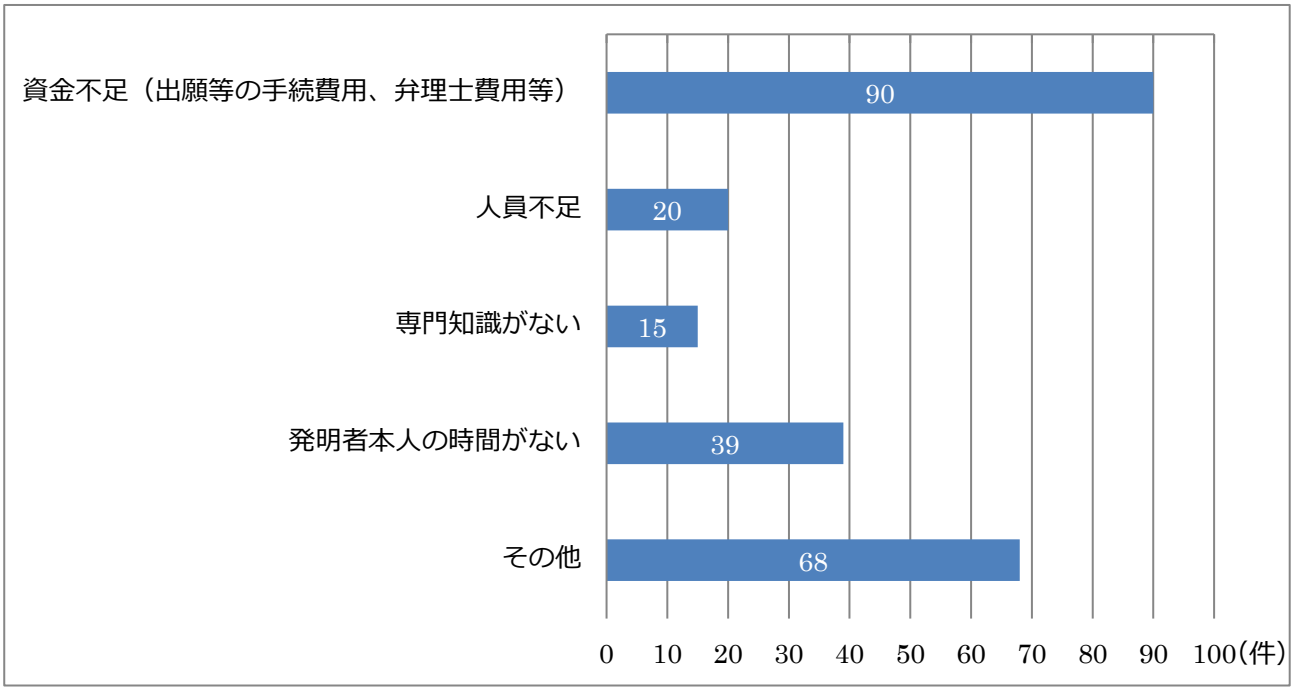

グラフ 2-4-2　特許出願ができなかった理由（国・地域別）

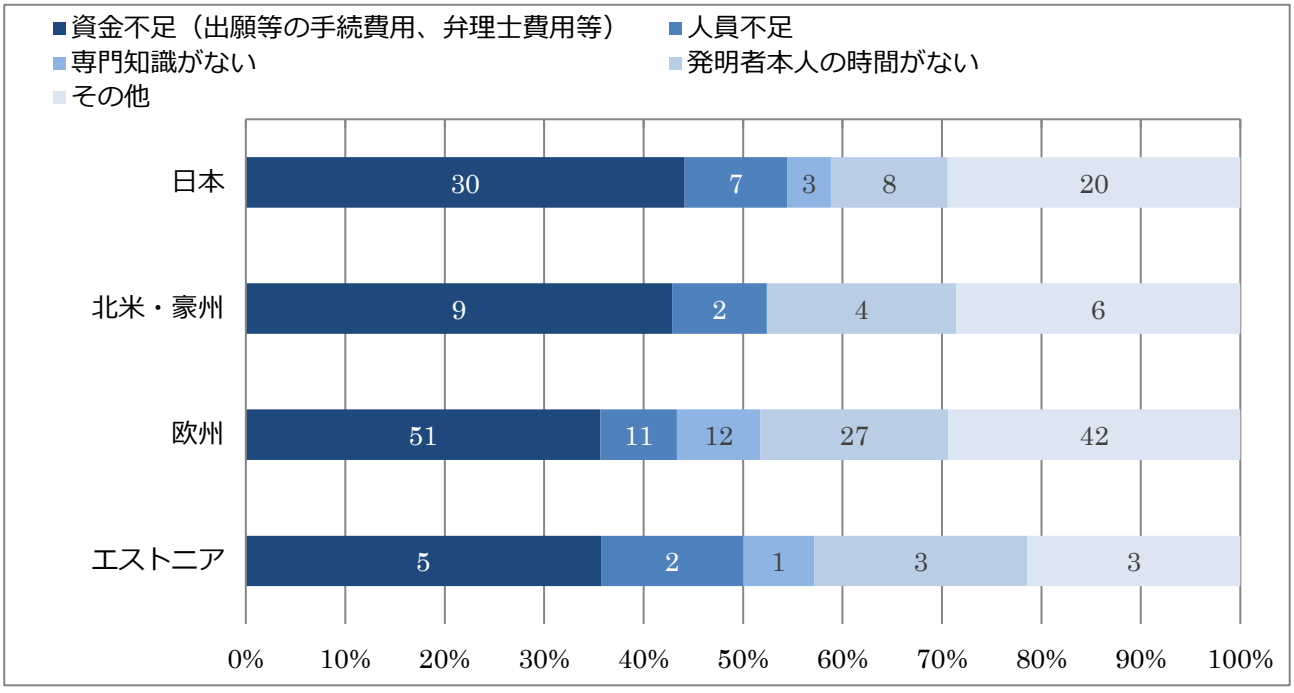

特許出願をしたくてもできなかった経験がある者に対して、自らの報告や発表から一定の猶予があれば、出願することができたか聞いたところ下記の結果が得られた。

グラフ 2-5-1　猶予期間があれば出願ができたか否か（全体）

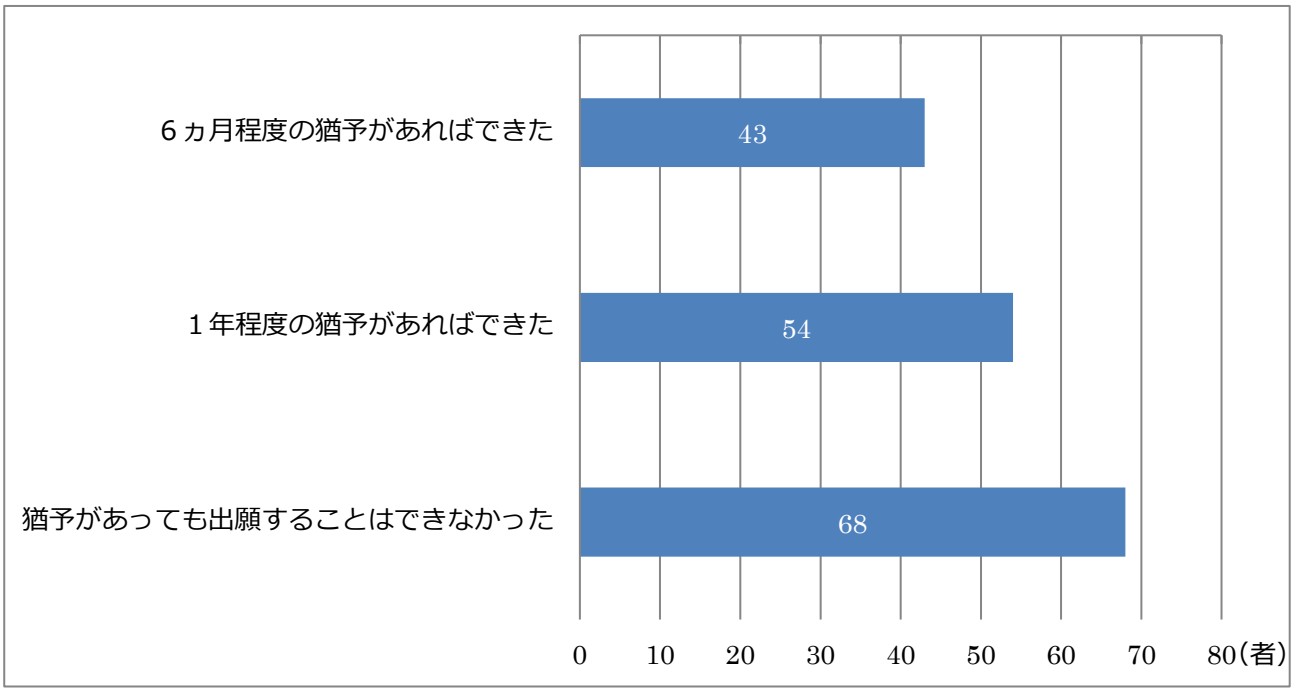

（ウ）発表等の特許取得への影響

研究成果等を発表したために、特許出願を断念した又は特許取得ができなかった経験があるか聞いたところ、全体では下記グラフ 2-6-1 の結果が得らえた。また、国・地域別ではグラフ 2-6-2 の結果が得られた。

グラフ 2-6-1　発表等により特許出願を断念した経験等がありますか（全体）

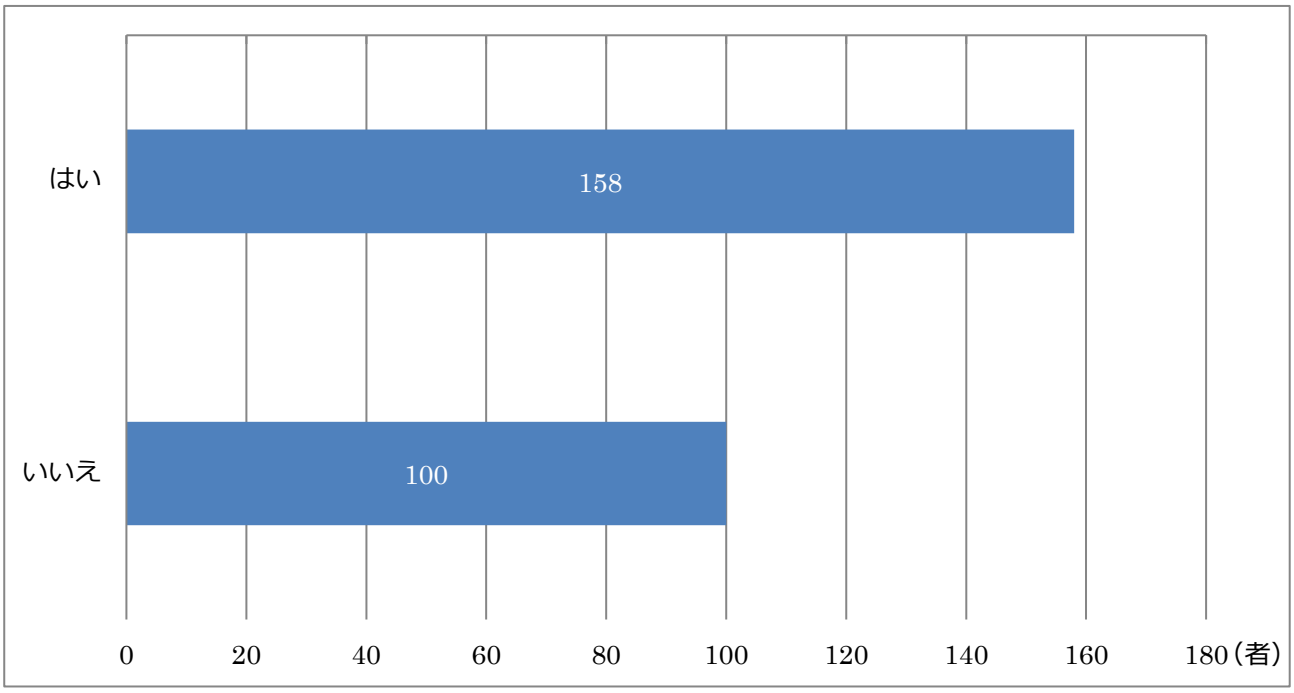

グラフ 2-6-2　発表等により特許出願を断念した経験等がありますか（国・地域別）

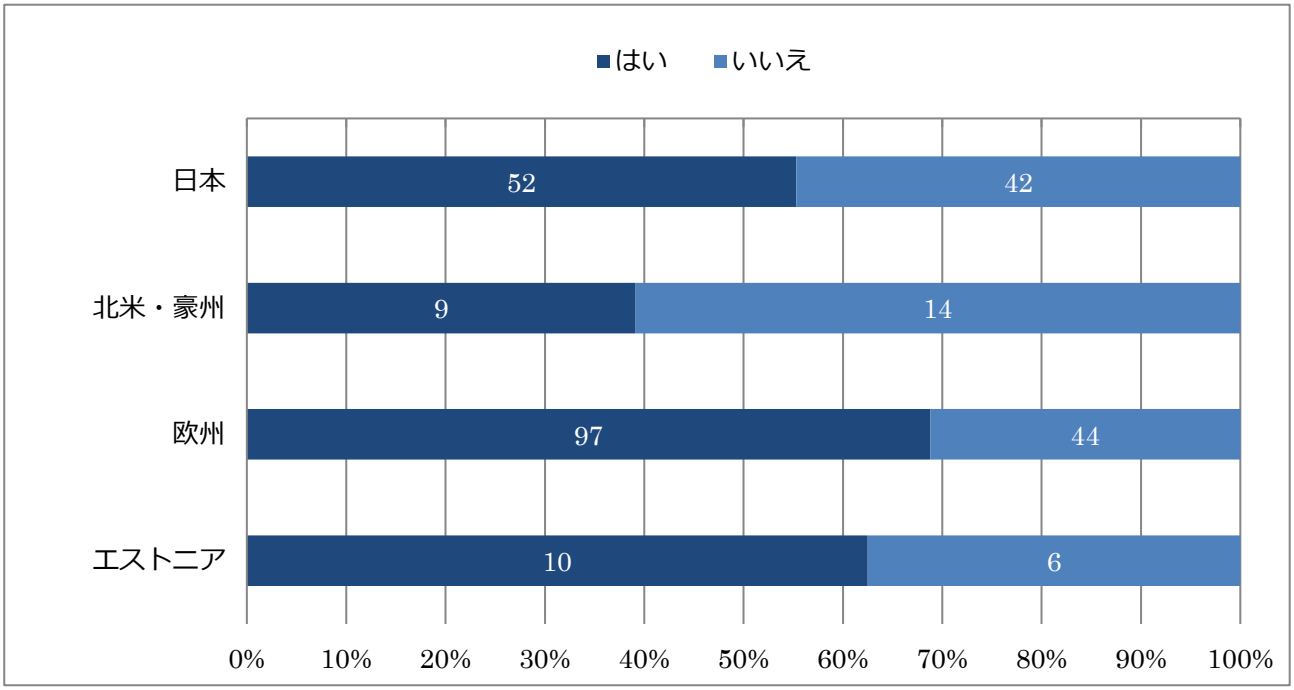

特許出願を断念した又は特許取得ができなかった経験がある者に、ある国では特許を取得できたが、他国では特許を取得できなかった事例があるか聞いたところ、下記の結果が得られた。

グラフ 2-7-1　特許を取得できた国とできなかった国がありますか（全体）

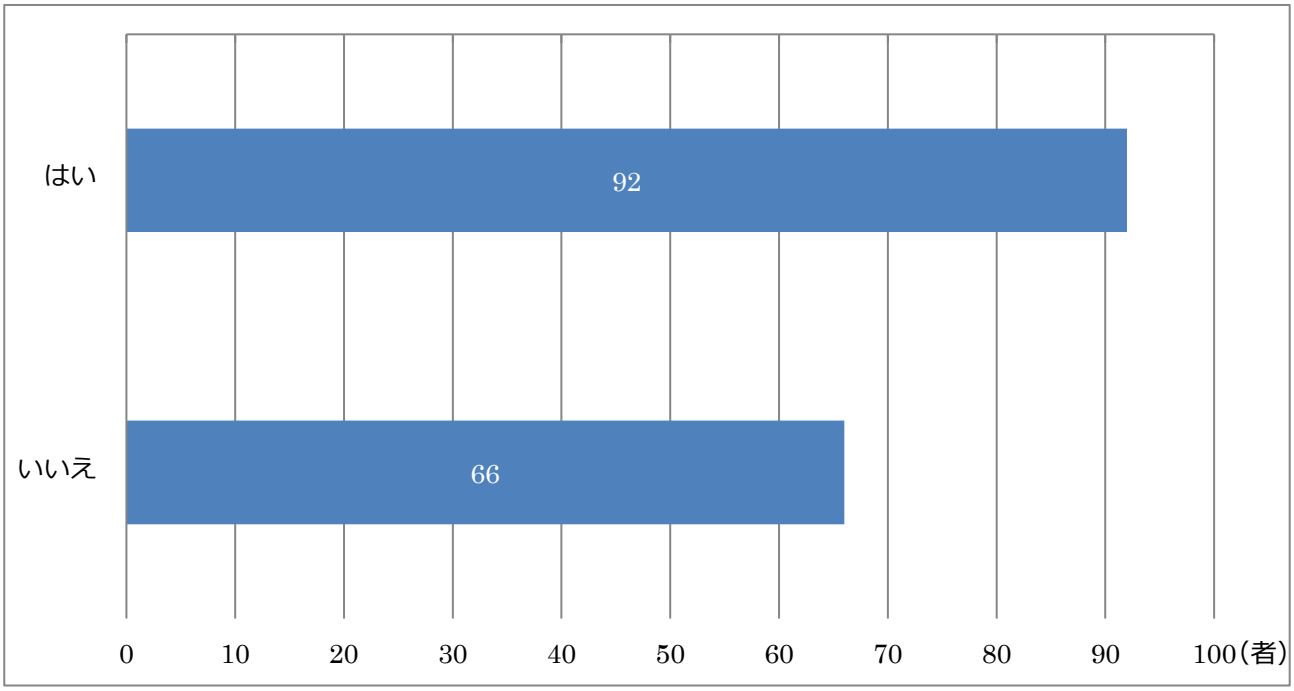

特許を取得できなかった国・地域について聞いたところ、下記の結果が得られた。

グラフ 2-8-1　特許を取得できなかった具体的な国・地域（全体）

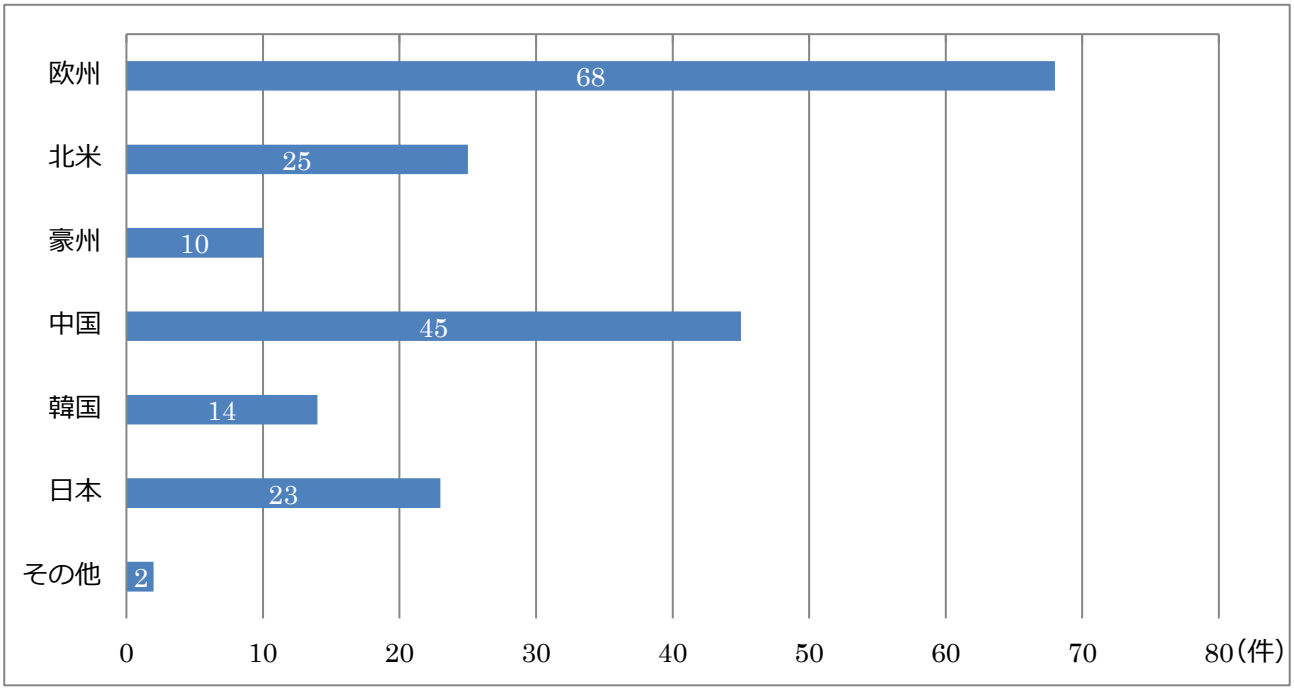

（エ）他者開示技術の利用

他者によって開示された技術を、自己の発明に用いることがあるか聞いたところ、下記の結果が得られた。

グラフ 2-9-1　他者開示技術の利用の有無（全体）

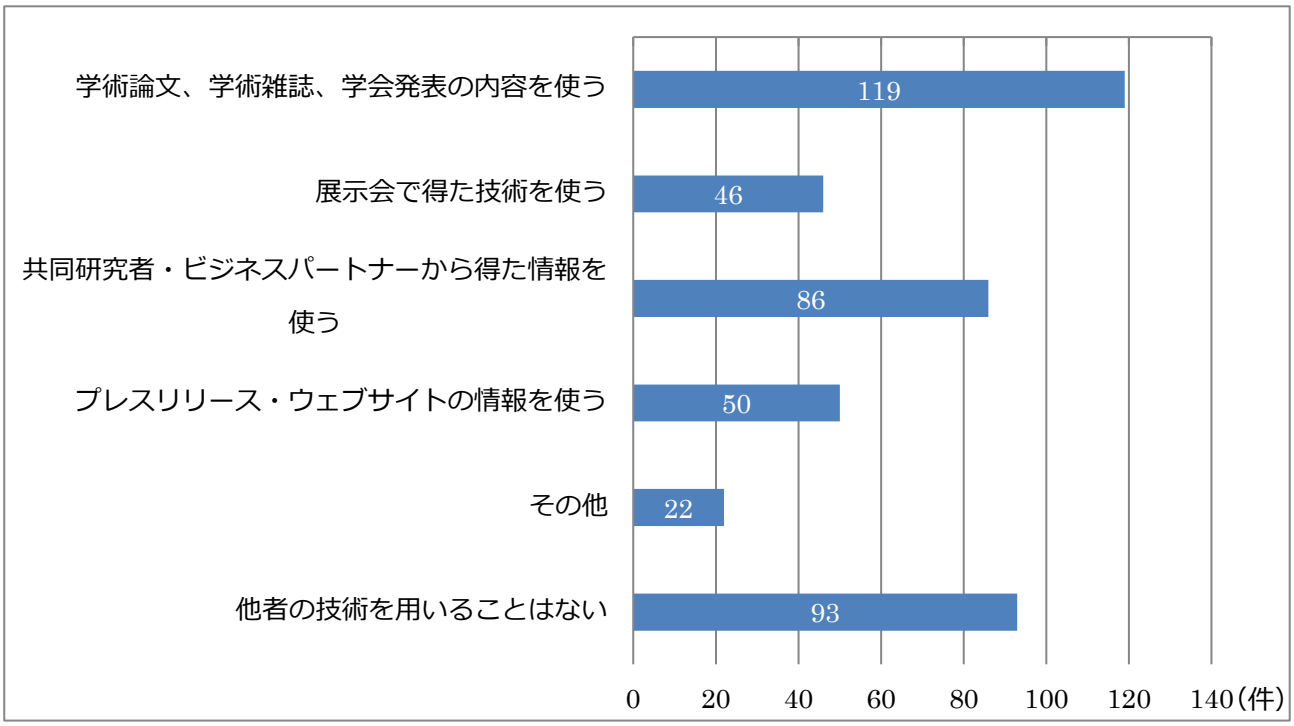

前問で、他者によって開示された技術を使うと回答した者に、特許権侵害の問題がないことをどのように確認するか聞いたところ、下記の結果が得らえた。

グラフ 2-10-1　特許権の侵害の有無の確認方法（全体）

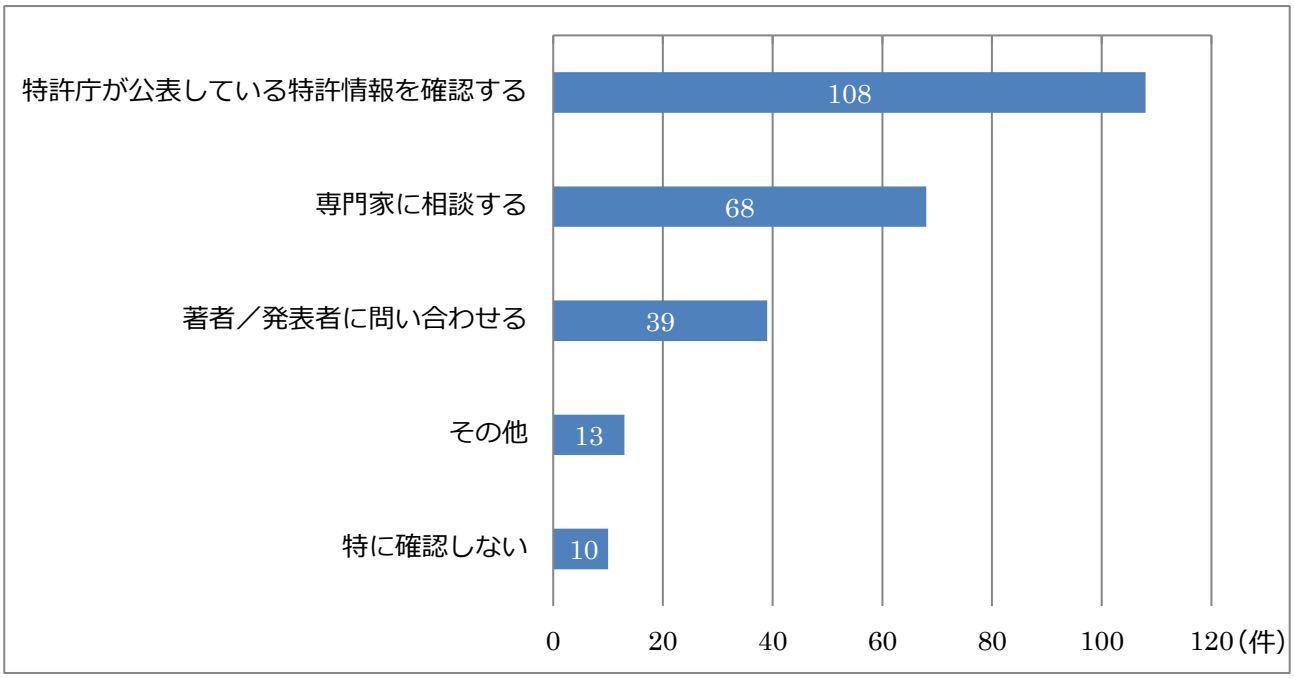

同じく、他者によって開示された技術を使うと回答した者に、後に特許権の侵害で、技術の利用の継続ができなくなったことがあるか聞いたところ、下記の結果が得られた。

グラフ 2-11-1　技術の利用の継続ができなくなった経験（全体）

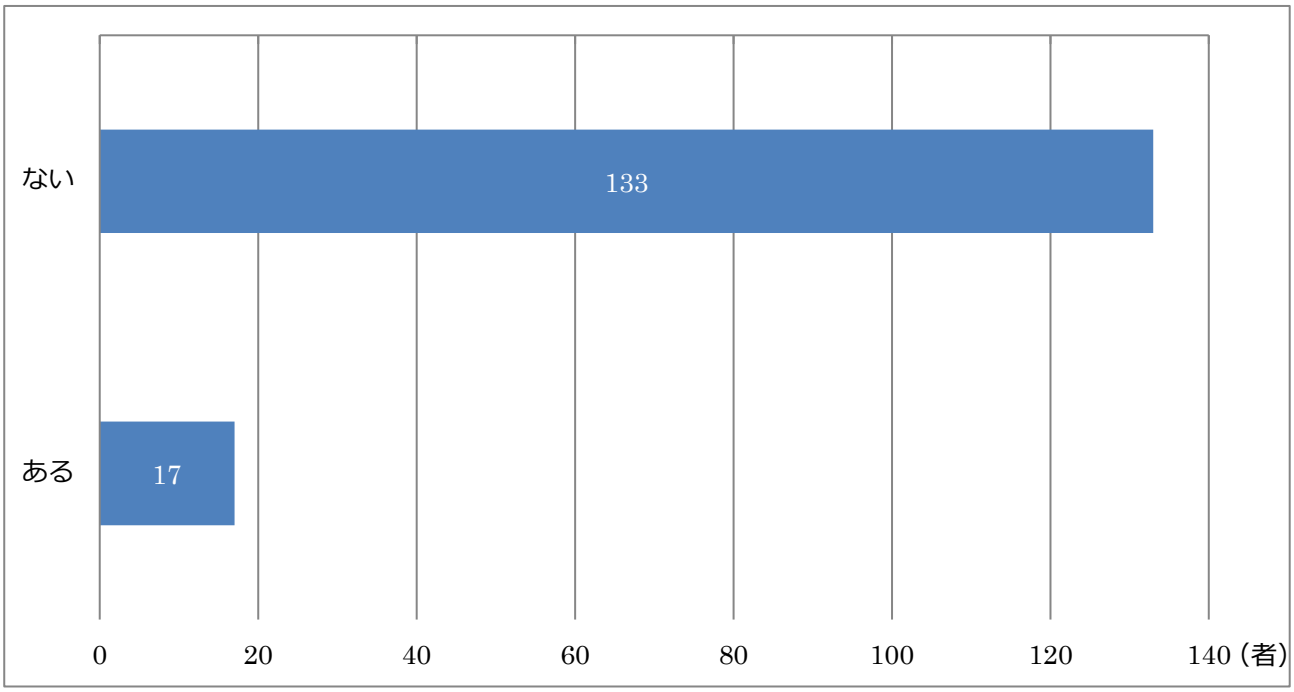

前問で、技術の利用の継続ができなくなったことがあると回答した者に、相手方からどのようなアクションを起こされたか聞いたところ下記の結果が得られた。

グラフ 2-12-1　相手方の行動（全体）

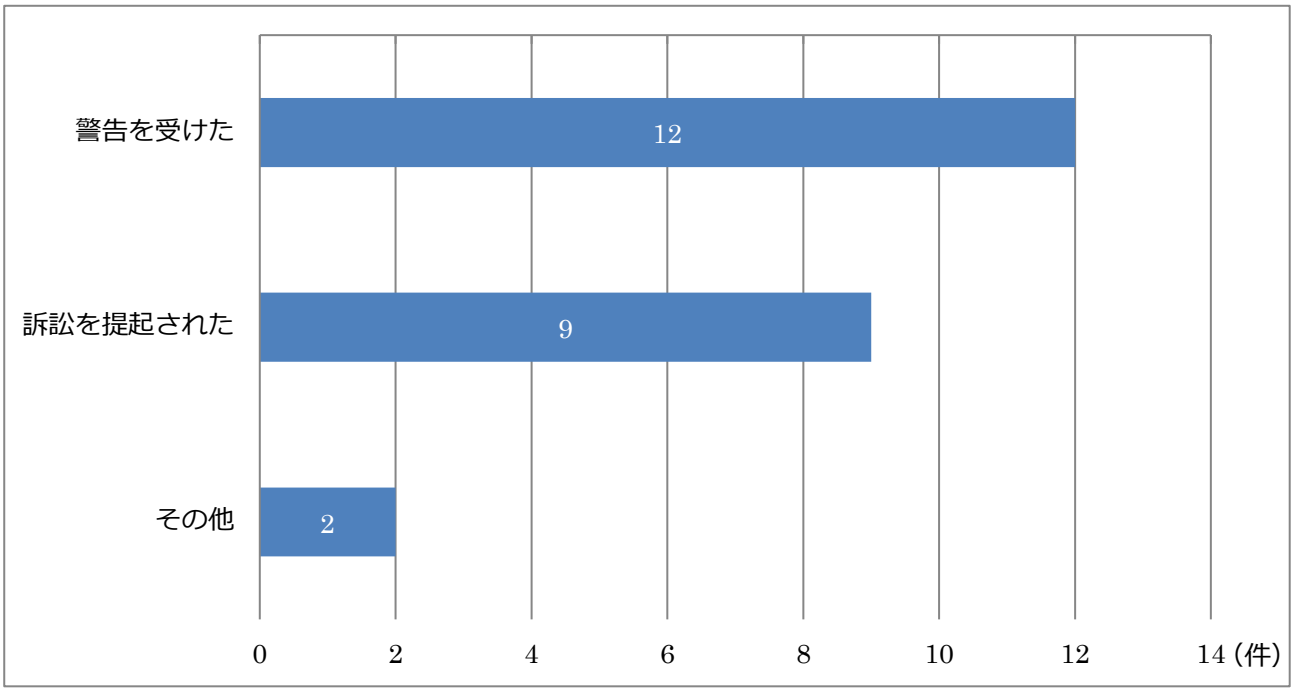

４．まとめ

（１）調査結果

（ア）研究開発や製品開発成果の取扱い

研究開発や製品開発の成果が出た際は、全体の 68.6%の者が「特許出願」をするとの結果が出た。これは、発表や報告などで、発明の新規性を喪失することを避けるためと思われる。欧州では、70.9%の者が「特許出願」をするとしており、他の国・地域よりその割合が多くなっているが、これは、グレースピリオドの適用要件が厳しいことが影響しているものと思われる。なお、「特許出願」以外をするとした者も、報告や発表の際に気を付けている点として、「発表日の前に特許を出願」、「発明の主要部を発表の対象としない」、「守秘義務契約を締結」を挙げており（これら 3 つの選択肢で全回答の 88.1%）、発明の新規性を喪失しないように意識しているものと思われる。

（イ）特許出願ができなかった理由

特許出願を希望したができなかった経験を持つ者(「はい」を選んだ者)は、全体で 64.0%いるとの結果が出た。欧州では、69.5%の者が「はい」を選んでおり、他の国・地域よりも割合が多くなっているが、これは、グレースピリオドの適用要件が厳しいことが影響しているものと思われる。また、特許出願ができなかった理由としては、「資金不足（出願等の手続費用、弁理士費用等）」が 38.8%で最も多く、「発明者本人の時間がない」も 16.8%を占めた。資金面のみならず、時間的猶予のなさも特許出願の大きな障壁になっているものと思われる。なお、特許出願を希望したができなかった経験を持つ者で、特許出願を自らの発表や報告から「1 年程度の猶予があればできた」又は「6 ヶ月程度の猶予があればできた」と回答した者は 58.8%おり、1 年程度の猶予があれば、出願できた特許は少なくないものと思われる。

（ウ）発表等の特許取得への影響

研究成果等を発表したために、特許出願を断念した又は特許取得ができなかった者（「はい」を選んだ者）は、全体で 61.2%いるとの結果が出た。欧州では、68.8%の者が「はい」を選んでおり、他の国・地域より割合が多くなっているが、グレースピリオドの適用要件が厳しいことが影響しているものと思われる。また、全体で「はい」を選んだ者のうち、ある国では特許を取得できたが、他国では特許を取得できなかった事例があるとした者は、58.2%いた。特許が取得できなかった国・地域については、「欧州」が 36.4%で最も多く、「中国」が 24.1%でこれに続いた。これらの国・地域は、グレースピリオドの適用要件が厳しいことから、特許取得が認められなかった事例が多くなったと思われる。

（エ）他者開示技術の利用

他者によって開示された技術を自己の発明に用いるかについては、「学術論文、学術雑誌、学会発表の内容を使う」などのように何らかの形で使うとした回答が、全体の72.4%を占めた。他者により開示された技術を自己の発明に何らかの形で用いる者は少なくないものと思われる。また、特許権侵害の有無については、「特許庁が公表している特許情報を確認する」などのように何らかの形で確認するとした回答が、全体の 90.3%を占めた。他者技術の利用者は、何らかの方法で確認をとることで、特許権侵害などの不要なトラブルを避けようとしていると考えられる。なお、他者開示技術の利用により、特許権侵害で技術の利用ができなくなったことがあるとした者はわずかで、88.7%の者がそのようなことはないと回答している。また、技術の利用ができなくなったケースでも、相手方から起こされるアクションとしては訴訟の提起よりも「警告」に留まるものが多かった。

（オ）特筆すべき自由回答

特許出願がしたくてもできなかった理由について、「その他」で具体的な内容を記述した回答が 68 件あったが、そのうちの 35 件は「技術の開示（意図しないものも含む）」であった。技術を開示したために発明の新規性を喪失して出願できなかったケースが少なからずあるものと思われる。また、5 件は「グレースピリオドを過ぎてしまっていたため」であった。ユーザーの必要とする猶予期間よりも、実際の制度の猶予期間が短く、出願ができなくなっているケースもあるものと思われる。

（2）まとめ

今回の質問票調査で、大学・中小企業・スタートアップのグレースピリオドの利用実態に関する情報が収集できた。これらを踏まえて、今後、グレースピリオドが、さらにユーザーにとって利便性の高い制度となるよう検討が行われることが望まれる。

非　売　品
禁無断転載

令和３年度　特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

大学・中小企業・スタートアップを対象とした
グレースピリオドの利用実態に関する調査研究報告書＜要約版＞

令和４年２月

本調査研究報告書＜要約版＞の著作権は特許庁に帰属します。

請負先　　株式会社サンビジネス

〒105-0014 東京都港区芝一丁目 10 番 11 号
コスモ金杉橋ビル
電話 03-3455-5294
FAX 03-3455-8909
URL http://www.sunbi.co.jp